

平成30年第7回（8月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成30年8月10日(金)
開 会 10時00分 閉 会 10時10分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館 3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 14名
出席委員数 14名

出席委員の氏名

奥家 信弘	横川 信友
賀部 正直	菊 啓治
堤 久英	太田 克弘
井上 幸子	高橋 初美
後藤 進	重吉 信之
若山 清敏	末棟 洋一
高原 孝幸	守口 正典

吉富町農地利用適正化推進委員 委員定数2名・出席委員数2名
出席委員の氏名 井上 福美・堤 實

4. 付 議 事 項

- ・議案第9号 下限面積(別段面積)の設定について

報 告 事 項

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について 1件

5. 農業委員事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、守口 元子、高尾 広篤

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 それでは、平成30年第7回(8月)の総会を開催いたします。 それでは、議案に添って進めます。 では、2 会長あいさつをお願いします。
奥家会長	それでは、第7回(8月)吉富町農業委員会を開催します。 まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には重吉委員、末棟委員のお二人を指名いたします。

事務局	<p>それでは、議事に入ります。「議案第9号下限面積（別段面積）の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>この案件は農地法第3条の下限面積の設定についてです。1ページをご覧ください。</p> <p>（議案朗読）</p> <p>補足説明ですが、農地法3条の許可を受け、耕作のために農地の賃貸借や所有権の権利を取得しようとする場合は、取得後において原則50a以上の耕作面積を確保することが必要でしたが、農地法の改正により、地域の実情に応じて農業委員会が別に定めることができることになりました。これに伴い、吉富町農業委員会では、下限面積については、町内全域において30aと設定していますが、議案中にありますように、毎年下限面積の設定又は修正の必要性について、新規就農者や多様な農業経営者の確保、耕作放棄地の解消などの観点から現行の30aの下限面積設定が適切であるかをご審議いただくものです。</p> <p>なお、利用権設定は、この下限面積は適応いたしません。30a未満のたとえば10aでも農地の賃貸借はできます。</p>
奥家会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
井上福美委員	<p>下限面積の設定は、絶対的なものですか。個人的に少なくとも良いとかは出来るのか。</p>
事務局	<p>出来ません。吉富町での設定です。</p>
奥家会長	<p>その他質疑のある委員の方は、いますか。</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
奥家会長	<p>ございませんようでしたら、「議案第9号 下限面積（別段面積）の設定について」は、承認することとします。</p>
奥家会長	<p>次に、報告事項が1件あります。</p> <p>「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。</p> <p>事務局より内容の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、2ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の報告事項です。</p>

	<p>〇〇市のF氏からの届出です。榆生19番、32番、40番2、40番7、44番1、44番3、98番2の田・畑 合計7筆1,231㎡ 相続によりT氏から、所有権を取得しました。以上で、報告を終わります。</p>
奥家会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
奥家会長	<p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますが、何かりませんか。 特になければ、次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>年間計画どおり、9月7日(金)10:00から吉富フォーユー会館での開催を提案しますがどうでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
奥家会長	<p>それでは、これもちまして平成30年第7回(8月)総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p>10時10分 閉会</p>